

令和2年度国民健康保険税のお知らせ

【国民健康保険税の税率を改正しました】

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて国保加入者（被保険者）が国民健康保険税（国保税）を出し合い、医療費などにあてる助け合いの制度です。

釜石市の1世帯当たりの保険税額（平成30年度）は県内14市のうち最も低いものの、1人当たりの医療費は最も高く、他市と比べて均衡がとれていない状況です。安定的な財政運営を図るため、税率を改正しました。

※令和4年度、6年度にも段階的に税率改正をする予定です

■税率の改正内容

| 区分（対象者） | 医療給付費分 （全ての加入者） | | 後期高齢者支援金分 （全ての加入者） | | 介護納付金分 （加入者のうち40歳～64歳の人） | |
|----------------------|--------------------|----------|-----------------------|--------|-----------------------------|--------|
| | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 所得割額（加入者の合計所得に対して） | 6.4% | 7.0% | 1.9% | 2.5% | 2.5% | 2.8% |
| 資産割額（加入者の固定資産税額に対して） | 11.0% | 廃止 | 1.0% | 廃止 | 6.0% | 廃止 |
| 均等割額（加入者1人当たり） | 1万6,000円 | 1万9,400円 | 4,400円 | 5,800円 | 5,400円 | 6,900円 |
| 平等割額（1世帯当たり） | 1万9,000円 | 2万1,100円 | 5,000円 | 6,400円 | 6,000円 | 6,500円 |

【国民健康保険制度が改正されました】

国保の加入者間の保険税負担の公平性の確保と保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険制度が見直されました。

■課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち医療給付費分と介護納付金分の課税限度額が引き上げられました。

（課税限度額）

| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 《改正前》 | 61万円 | 19万円 | 16万円 |
| 《改正後》 | 63万円 | 19万円 | 17万円 |

■世帯の所得に応じた軽減措置の拡大

世帯主と世帯の国保加入者および旧国保加入者（国保から後期高齢者医療制度に移行した人）の前年所得金額の合計額が基準所得金額以下の場合は、均等割額と平等割額を軽減しています。この5割軽減と2割軽減の基準所得金額が見直され、対象が拡大されました。

| 軽減割合 | 基準所得金額（軽減される世帯） |
|------|--|
| 7割 | 33万円以下 |
| 5割 | 33万円+28.5万円（改正前28万円）×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下 |
| 2割 | 33万円+52万円（改正前51万円）×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下 |

- 注意事項**
- ①世帯主が国保に加入していなくても世帯主の所得は軽減判定の対象となります
 - ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません。無収入の人や、遺族年金または障害年金のみの収入の人でも必ず申告をしてください
 - ③加入者の異動や所得に更正があった場合などは、軽減判定を見直します

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

令和2年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

①保険料均等割額の軽減特例の見直しにより、軽減割合が縮小されます

| 世帯（世帯主と被保険者）の総所得金額など | 軽減割合 | |
|---|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員の各種所得が0円の世帯（公的年金控除額は80万円として計算） | 8割 | 7割 |
| 33万円を超えない世帯 | 8.5割 | 7.75割 |

②5割軽減と2割軽減の基準を変更し、軽減対象を拡大します

| 軽減割合 | 基準所得金額（軽減される世帯） |
|------|------------------------------------|
| 5割 | 【33万円+28.5万円（改正前28万円）×世帯の被保険者数】円以下 |
| 2割 | 【33万円+52万円（改正前51万円）×世帯の被保険者数】円以下 |

③保険料賦課限度額が64万円に引き上げられました（令和元年度までは62万円）

※保険料は、前年中の所得を基に毎年計算され、個人ごとに決まります

※保険料の基準（保険料率）は県内均一で、2年ごとに見直されます

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の社会保険などの被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減されます（資格取得後2年を経過する月まで）。所得割額はかかりません

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8450



8月1日から中学生への給付方法が変わります

これまで、中学生の医療費は償還払い方式（医療機関の窓口で医療費を一旦支払い、申請により後日振り込まれる）で助成していましたが、8月1日以降は未就学児・小学生と同じ現物給付方式に変わります。これにより、岩手県内の医療機関などを受診した場合の窓口負担の上限は、受給者証に記載されている自己負担額までとなります。また、従来の医療費助成申請書の提出も不要となります。

※自己負担額は1医療機関あたり外来は月1,500円、入院は月5,000円まで。また、保護者が住民税非課税の場合は自己負担額なし

※7月下旬に郵送する受給者証を必ず医療機関に提示してください。県外受診や受給者証の提示がない場合は、今までどおり申請による償還払いとなります

8月1日から未就学児の自己負担額を無償化します

これまで、3歳を超えた受給者は、保護者の住民税の課税状況により自己負担額が発生する場合があります。8月1日以降は、未就学児の保険診療にかかる医療費が無料になります（必ず、医療機関などの窓口で受給者証を提示してください）。

10月1日から高校生年齢帯まで対象年齢を拡大します

従来の医療費給付は中学生までを対象としていましたが、10月1日以降は次のとおり対象を拡大します（高校に就学しているかは問いません）。

- 対象者** 釜石市に住所を有し、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある人
※生活保護受給世帯は対象になりません
※保護者の前年の所得額により対象とならない場合があります
- 給付内容** 1医療機関あたり、外来は月1,500円、入院は5,000円の自己負担額があります。医療機関などで支払った一部負担金額が、この自己負担額を超過した場合、超過分を後日給付（約3カ月後に振り込みとなる償還払い方式）します。
※保護者が住民税非課税の場合、自己負担額はありませぬ
- 申請方法** 申請書を市市民課医療給付係または各地区生活応援センターへ持参するか、同封の返信用封筒で郵送してください。申請書は対象者へ6月下旬に郵送しました。
- 申請期限** 8月14日（金）
※期限を過ぎても受け付けますが、提出が遅れた場合、10月から受給できないことがあります

